

【写】

請願第1号

平成28年1月28日

大崎市議会議長
佐藤清隆様

請願紹介議員	山村康治
〃	遊佐辰雄
〃	豊嶋正人
〃	佐藤仁一

東京電力福島第一原発事故による放射能汚染物質の早急かつ安全な分散
保管を求める請願書

1、請願趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故で発生した放射能汚染物質について、住民等に放射能被害を及ぼすことのないように行政が厳重保管を行い、その費用の全額を東京電力が負担するようにするため、大崎市議会が積極的役割を發揮していただきたい。

2、請願理由

東日本大震災に伴い、東電福島第一原発の事故が発生し、広域が放射能で汚染されました。この対処のため「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(略称:放射性物質汚染対処特措法)」が制定・施行されましたが下記のように地域に多くの問題を引き起こしています。この請願は住民生活の安全を図るために、速やかに是正措置を講ずることを求めるものです。

政府は同法に基づき、8000ベクレル以下の汚染物質は地方自治体において「一般廃棄物」として焼却するよう指示しています。しかし、大崎市を含む1市4町で構成する大崎地域広域行政事務組合は焼却できない状況と聞いています。焼却能力に余裕がないだけでなく、二次汚染の心配から周辺住民の承諾を得ることができません。廃棄物処理法第2条は「廃棄物とは」「放射性物質及

びこれによって汚染されたものを除く」と規定しています。これを焼却施設で処分することには、そもそも無理があります。

さらに、8000 ベクレルを超える放射能汚染物質は「指定廃棄物」として国が処理する方針ですが、その処分場を建設する見通しは得られていません。宮城県に提示された計画は、地域の水源地であったり、危険な地滑り地帯であったり、およそ不適地であり、住民合意は著しく困難です。このため、最終処分に至るには多くの時間を要することは明らかであり、結果として暫定の保管所が長期間利用される事態が予想されます。

長期にわたる放射性廃棄物の保管は、地域住民に多大な不安や不利益を招きます。しかも、大崎市における放射能汚染物質の保管状況は脆弱です。遺憾ですが、少なくとも長期保管を念頭に置いて、住民の被曝と放射能汚染の拡散を防ぐ対応を急ぐべきです。強靱な包装材などによる応急措置による分散保管が考えられます。

これらの課題で大崎市及び大崎地域広域行政組合が的確な行政を推進するよう、大崎市議会が強い主導力を発揮されるようお願いいたします。

請 願 者

大崎市田尻諏訪峠字諏訪 18

原発問題を考える田尻の会

代表 武田完一

大崎市古川荒川小金町 3-10

放射性廃棄物処分場建設計画に反対する大崎の会

事務局長 中嶋信

大崎市三本木新沼諏訪 137

舟形山のブナを守る会

世話人代表 小関俊夫

大崎市鹿島台深谷鴻ノ巣 14-1

鹿島台・女川原発の廃炉を求める会

会長 鹿野文永